

答申第 1150 号

諮問第 1807 号

件名：非違行為報告書等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 6 年 6 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、「今回の犯行の動機や心情が分かる部分についての開示を求める」とし、審査請求の理由において、A 高校の事案について、当該非違行為者の動機や心情は、本件問題の所在の核心部分であり、開示することを求める旨述べている。したがって、本件審査請求の対象となる行政文書は、本件一部開示決定において特定した文書のうち、同高等学校の事案に係る別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 も同様とする。）及び文書 2 であると解した。

本件行政文書は、令和 6 年 6 月 13 日付けで県教育委員会が懲戒免職とした職員（以下「C 職員」という。）の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書である。

#### ア 文書 1 について

文書 1 は、C 職員の所属校の校長が調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会へ提出したものであり、鑑文、非違行為報告書、C 職員の申立書及び校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、鑑文には送付年月日、文書番号、校長の所属校名及び氏名、標題等が、非違行為報告書には作成者の職名及び氏名、C 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、事後措置、相手の状況等が、C 職員の申立書には C 職員の所属校名、職名、氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属校名、職名、氏名、意見等が記載されている。

イ 文書 2 について

文書 2 は、C 職員の不祥事の処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会が審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生日月、発生場所、審査対象者（C 職員、校長）の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要並びに処分経過が記載された部分（処分すべき理由及び考慮事項等、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会会長及び委員の人事考査委員会事務局処分案に対する可否並びに人事考査委員会の審査結果（所見）等）が記載されている。

(2) 本件行政文書のうち、「犯行の動機や心情が分かる部分」が記載されている部分は、文書 1 のうち、非違行為報告書の C 職員の心情及びやり取りについて分かる部分、申立書全部及び校長の意見書の C 職員の心情が記載された部分であるため、これらの部分（以下「C 職員の心情等」という。）の不開示該当性について、以下説明する。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア C 職員の心情等は、個人の心情等が詳細に記載されているものであり、これは個人の人格的な権利利益等に関する情報であることから、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ C 職員の心情等は、一般に公表される取扱いではないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。

ウ また、C 職員の心情等は個人の心情等が記載されているものであり、職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書ハに該当しない。

エ さらに、C 職員の心情等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

オ 以上のことから、C 職員の心情等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア C職員の心情等は、人事考査委員会においてC職員の処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であり、教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報である。

C職員の心情等を公にすることが前提となれば、加害職員及び校長は率直な意見を述べることができず、また開示されることを意識した記述をするおそれがあり、正確な事実関係や加害職員の動機等の把握に必要である率直かつ具体的な供述を得ることが今後困難となるおそれがあり、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、C職員の心情等は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、C職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であり、その構成及び内訳は、別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであると認められる。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、A高校の事案に係るC職員の犯行の動機や心情が分かる部分について開示を求める旨を主張しており、当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件審査請求の対象となる不開示部分は、別表の4欄に掲げる部分であると認められる。

よって、当該部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において別表の4欄に掲げる部分を見分したところ、A高校の事案に係る、C職員の個人の主張や心情等が詳細に記載されていた。これらは、通常他人に知られたくない個人の内面に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性について

当審査会において実施機関から提出されたC職員の処分に係る記者発表資料における公表内容を確認したところ、別表の4欄に掲げる部分は一般に公表されていないことから、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないと認められ、同号ただし書イに該当しない。

また、C 職員は公務員であるが、別表の 4 欄に掲げる部分に記載されている個人の心情等は、職務の遂行に係る情報ではないと認められ、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、これらの情報が、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ したがって、これらの情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

当審査会において別表の 4 欄に掲げる部分を見分したところ、これらの部分は、C 職員の処分内容を決定するための審議及び検討に関する情報であると認められ、公にすることにより、正確な事実関係や加害職員の動機等の把握に必要である率直かつ具体的な供述を得ることが今後困難になるおそれがあるなど、非違行為の発生における諸般の事情を客観的に把握することができなくなることで、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

別表の 4 欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政 文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定		4 審査請求の対象となった部分
文書1 非違行為 報告書並びに申立書、校長意見書提出について（報告）（令和6年4月23日付け）	<small>かがみ</small> 鑑文	/		なし
	非違行為報告書	・C 職員の生年月日並びにC 職員の担当していた学年・クラス及び部活動名 ・部活動名が分かる部分 ・C 職員の家族関係について分かる部分 ・被害女性について分かる部分	条例第7条第2号	なし
		C 職員の心情及びやり取りについて分かる部分	条例第7条第2号及び第6号	C 職員の心情が分かる部分
	申立書	全部	条例第7条第2号及び第6号	全部
	校長の意見書	校長の意見	条例第7条第2号及び第6号	C 職員の心情が分かる部分
文書2 審査表 （令和6年6月4日付け）	/	・C 職員の生年月日及びC 職員が担当していた部活動名 ・部活動名が分かる部分 ・校長の生年月日及び年齢 ・被害状況が分かる部分	条例第7条第2号	なし
		処分経過が記載された部分	条例第7条第2号及び第6号	なし

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 8. 20	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 5. 30 (第706回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 6. 26 (第708回審査会)	審議
7. 7. 28	答申